

事業主の皆さんへ大切なお知らせです

売上高が1,000万円を超えたら消費税の課税対象者！

記帳や書類の保存がとても大切です！

消費税の事業者免税点が1,000万円に引き下げられています

↓
どうのこと？

例えば

平成15年分の売上高が1,000万円を超えている個人の方は
平成17年分消費税の課税事業者となります

↓
該当の方は

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください

(簡易課税制度を選択される方は、「簡易課税制度選択届出書」の提出(平成17年に新たに課税事業者となる方は、平成17年12月31日までに提出してください)もお忘れなく！)

↓
17年1月から

重要

日々の記帳や書類の保存が必要です

(例えば、簡易課税制度を選択されていない方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません)

↓
18年3月までに

適正な記帳等に基づく平成17年分消費税の申告と納税

(納税資金の積立てによる期限内納付や個人事業者の方は振替納税のご利用をお願いします)

記帳の仕方や消費税の仕組みについてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に相川税務署(☎74-3276)までご相談ください。 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

申告は先でも、今から準備が必要です

人権相談所開設のお知らせ

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、悩みごとなどの相談に応じています。

とき	ところ	人権擁護委員
12月7日(火) 10:00~15:00	佐渡島開発総合センター	加茂歌代1962 市橋英子 ☎27-3877
12月8日(水) 10:00~15:00	あいかわ開発総合センター	相川柴町45 藤井 昂 ☎74-2106 北田野浦1510 前田俊一 ☎78-2730

無料・秘密厳守です

問い合わせ先 新潟地方方法務局佐渡支局 ☎74-3787

消費生活センターからのお知らせ

10月の相談事例 次のようなケースがありました

- ・ある業者に、過去の資格取得講座の契約を知られ、「まだ契約が終了していない。会費が未納だ。期限がきている。」と言われたので支払った。すると、さらに調査料、人件費という名目で80万円余りを請求され支払ってしまった。
- ・ふとんのSF商法でクーリング・オフが1日過ぎていたが、無条件解約になった。

最近では悪質な勧誘行為によって、消費者トラブルも増加傾向にあります。万が一にも、悪質商法にあわないように、くれぐれも注意しましょう。

佐渡市立消費生活センター

相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。

☎ 57-8143